内閣官房　平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
80	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	道路交通法施行令第13条第1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、使用する自動車」を新たに加えること	住民避難を要すると判断される大規模テロなどの緊急事態発生時、現場で消防・警察などの関係機関と速やかに情報交換・調整を開始して被害を最小限とするため、道路交通法施行令第13条第1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、使用する自動車」を新たに加えること。	現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地に向かうことしかできず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。 地方公共団体においては、国民保護法及び「国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について」（平成18年内閣官房）に基づき、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があるときは、現地調整所を迅速に設置することが常災れており、当市でも「おいた市国民保護計画」「おいた市現地調整所活動マニュアル」等を作成し、緊急事案発生時における体制を整えているところである。 しかしながら、上記マニュアルを活用し、緊急事態に対応するためには、現地により早く到着する必要があるが、現状においては、警察車両の先導を受け現地に向かう方法をとらざるを得ない状況である。 このため、事態が住民避難を要すると判断される場合でも、現地で活動中の関係機関との情報共有及び避難に係る、時間に遅れた調整を開始することが困難であり、市民の被害が拡大するおそれがある。	緊急事態知覚後、消防・警察などが現地において、一連の緊急的措置を行っている段階において、使用が認められた「緊急自動車」によって市の調整事員が迅速に現地に到着することで、各機関からより正確で最新の情報を入手することが可能となる。 また、国民保護法第112条で定める市町村長の退避の指示等では、必要と認める地域の住民に対し、退避をすべき旨の指示や、第114条で定める警戒区域の設定では、当該警戒区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は警戒区域からの退去を命じることができるとなっていることから、今回の提案が実現すれば、より正確な情報に基づいて、市としての指示を早期決定することが可能となり、市民の被害を最小限にとどめることができる。	道路交通法施行令第13条第1項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律　第35条1項	内閣官房、警察庁	さいたま市		日高市、千葉県、佐倉市、愛媛県	○現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地に向かうことしかできず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。 また、「国民保護法第112条で定める市町村長の退避の指示等や、第114条で定める警戒区域の設定は、都道府県知事も指示等を行うことができることとされていることから、今回の提案が実現すれば、より正確な情報に基づいて、県として指示等を早期決定することが可能となり、県民の被害を最小限にとどめることができる。 ○ラガーマン事案等が発生した事例、県としては、迅速かつ的確な初期対応のため、現地調整所の設置の有無に関わらず現地方面（警察や消防の現地指揮所等）に職員を派遣し、情報収集や現地における関係機関との調整を行うこととなるが、緊急自動車の指定により、目的地までの到着時間が短縮されると考えられる。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第155条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするために必要な場合には、国民の保護のための措置を実施するために必要な車両（緊急通行車両）以外の車両の通行を禁止又は制限することができることとされている。現地調整所の迅速な設置のために地方公共団体が使用する自動車は「国民の保護のための措置を実施するために必要な車両」として緊急通行車両に当たるため、当該用務の的確かつ迅速な実施は現行法令の通行の禁止又は制限の規定により担保されていると考えられることから、緊急自動車の対象とする必要はない。	・本件提案は、あくまでも現地調整所の設置を迅速に行うため、「緊急自動車」を規定した道路交通法施行令第13条第1項へ「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車」の追加を求めるものである。 ・そして、現地調整所の設置を迅速に行うためには、現地に迅速に到達するという観点からは、 ①国民保護法第155条に基づく交通規制区域内における通行の保障とともに、 ②国民保護法第155条に基づく交通規制区域に到達するまでの当該交通規制区域外における通行の保障 の2点が必要である。 ・特に爆破やロケットなどの緊急対処事態に分類される事態では、当該規制区域が特定場所周辺に局限されることから②の比重が大きくなると考える。 ・警察庁からの1次回答によって①については通行の保障が確保されたと解することもできる。しかしながら、②については、緊急自動車である警察用自動車に誘導されるという方法（道路交通法施行令第13条第2項）以外には対応することができず、非常時における警察用自動車による誘導を要請する手続き や合流に要する時間を考慮すると、迅速な対応が可能であるとはいいがたい。 ・このため、現地調整所の設置を目的とした国民保護法第155条に基づく交通規制区域に到達するまでの当該交通規制区域外における通行を保障すべく、道路交通法施行令第13条第1項への「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車」の追加を引き続き検討されたい。	－

内閣官房　平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成28年12月20日閣議決定）記載内容 ※平28対応方針（平27.1.30閣議決定）に記載があるものは当該該当枠を＜平28＞として併記 ※平27対応方針（平27.12.22閣議決定）に記載があるものは当該該当枠を＜平27＞として併記 ※平26対応方針（平26.12.26閣議決定）に記載があるものは当該該当枠を＜平26＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
90	【千葉県】 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第155条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条における必要な車両（緊急通行車両）以外の車両の通行を禁止又は制限する措置を実施する必要性の判断を行う段階において、迅速な通行が担保されているとは言えない。 　また、これら措置を実施すべき場合であって、事故等により既に渋滞が発生している状況においては、国民の保護のための措置を実施するために必要な車両（緊急通行車両）以外の車両の通行を禁止又は制限する措置が間に合わず、当該用務の的確かつ迅速な実施は現行法令の通行の禁止又は制限の規定により担保されているとは言えない。	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車（以下「本件自動車」という。）については、第1次回答で述べたとおり、国民保護法に基づく緊急通行車両として位置付けられ、当該用務の的確かつ迅速な実施のために必要な場合には、国民保護法第155条第1項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限されることとなる。 当該通行の禁止等は、国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため緊急の必要があると認められる区域又は道路の区間において実施されるものであり、「爆破やBCRなどの緊急対処事態に分類される事態では、当該規制区域が特定場所周辺に局限される」との御指摘は当たらない。 また、当該通行の禁止等は、国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため緊急の必要があるときに行われることとされており、都道府県警察においては、そうした緊急の必要性がある場合には迅速に実施できるよう必要な態勢がとられている。 以上のとおり、本件自動車の通行は国民保護法により担保されており、緊急自動車の対象とする必要はない。	○【内閣官房】 （1）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平16法112） 　国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のため緊急の必要があると認められる場合に実施される交通の規制（155条1項）については、そのような必要があると認められる区域又は道路の区間において実施されるものであり、地方公共団体が国民の保護のための措置を的確に実施するための現地調整所を迅速に設置するための出動に使用する自動車は、同様に規定する緊急通行車両として位置付けられることについて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成28年中に周知する。 （関係府省：警察庁）	周知	平成29年5月9日	平成29年5月9日の都道府県国民保護担当者会議において地方公共団体へ周知	